

新（赤文字部分が変更箇所）	旧（赤文字部分が変更箇所）
(略) 払戻し 払戻方法 下記の方法によりこの預金を払戻すことができます。 ・お客さまご本人名義の円普通預金口座への払戻し ・同一通貨の外貨定期預金への預入れ ・同一通貨の送金による払出し※ ※送金による払出しの取扱い通貨は、米ドル・ユーロ・豪ドルのいずれかに限ります。 送金先は、お客さまご本人名義または日本国内に本店のある生命保険会社・証券会社名義の国内本支店の口座に限ります。 (略)	(略) 払戻し 払戻方法 お客さまご本人名義の円普通預金口座への払戻し、または同一通貨の外貨定期預金への預入れに限るものとします。 (略)

※その他、文言表記統一のため当行を当社に変更。